

公益財団法人 大阪市博物館協会

研究活動の不正行為及び科学研究費等の不正使用に係る調査等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪市博物館協会（以下「協会」という。）における科学研究活動の不正行為及び科学研究費補助金等（民間等補助金を含む）の公的研究費等の不正使用又はそれらの疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、科学研究費補助金、もしくはその他の補助金、又は委託費を財源として協会で扱うすべての研究経費をいう。

第2条の2 この規程において、「研究者等」とは、科学研究活動を行う者及び協会の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての構成員をいう。

第2条の3 この規程において、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」、「コンプライアンス推進副責任者」及び「不正防止計画委員会」とは、協会科学研究費補助金等事務取扱要項にそれぞれ定める者、及び機関をいう。ただし、これらの者がやむを得ない事情によりこの規程に定める職務を遂行できない場合は、相当の責任を有する者がそれらを代行できるものとする。

第2条の4 この規程において科学研究活動の「不正行為」とは、次のものをいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものについては、不正行為にあたらぬ。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を偽造すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

(4) 利益相反

研究者が研究活動を企業等の他の利益になるように計らうなど関係者との不健全な関係性をもつこと。

(5) その他、不正行為と疑われる行為。

第2条の5 この規程において、「研究費の不正使用」とは、次のものをいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものについては、不正使用にあたらぬ。

(1) 架空請求に係る業者への預け金

- (2) 実態を伴わない旅費
- (3) 給与又は謝金の請求において研究費を配分した機関が定める規則や協会の関連規程等、又は法令などに違反した公的研究費の使用
- (4) 物品の購入にあたり、協会が定める関係規則等、又は法令などに違反した公的研究費の使用
- (5) その他、協会の規程等に違反した公的研究費の使用

(不正行為等に関する通報)

第3条 科学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用（以下「不正行為等」という。）の通報窓口（以下「通報窓口」という。）は、不正防止計画委員会に設置する。通報窓口担当者は総務部総務課総務係長とする。

第3条の2 不正行為等（不正行為等の疑いを含む）があったと思慮する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

第3条の3 協会の職員が自らの職務において不正行為等を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

第3条の4 通報の方法は、書面、電話、電子メール、面談など不正行為等の内容が明らかになるものをもって行う。ただし、電話、面談等の書面によるもの以外は、通報窓口担当者が、不正行為等の内容を書面に記録し、通報した者（以下「通報者」という。）の確認を得るものとする。

第3条の5 通報窓口は、原則として通報者の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正行為等、態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名等の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対して本規程に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

第3条の6 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正行為等の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性あると思われる場合に限り、受け付けるものとする。なお、匿名通報者に対しては本規程に定める通知及び報告は行わないものとする。

第3条の7 新聞やインターネット等により協会に関わる不正行為等の公表が行われた場合は、前項に準じて、取り扱うものとする。

第3条の8 他機関において告発された事案に当協会の研究者等の関与が認められる場合、又はその疑いがあるときは、当該機関の調査要請に応じるとともに、告発の通報があったものとする。

第3条の9 委員会は、通報の内容が通報窓口担当者と利害関係を持つと判断した場合は、その事案の窓口担当者を変更することができる。

(報告等)

第4条 通報窓口不正行為等に関する通報があったときは、窓口担当者は統括管理責任

者に速やかに報告しなければならない。又、統括管理責任者は、最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

第4条の2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者又はそれらに代わる者（以下「責任者等」という。）に予備調査を行わせることができる。

第4条の3 関連する責任者等は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

第4条の4 最高管理責任者は、第1項及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を文部科学省及び研究費を配分した機関、共同研究した機関など関係する機関（以下「関係機関」という。）に報告するものとする。

第4条の5 最高管理責任者は、前項の規定に基づき、調査を開始することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査をしない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。調査を実施しない決定に対して、通報者及び関係機関が予備調査に係る資料等の開示を求めた場合は、最高管理責任者はこれに応じなければならない。

第4条の6 不正行為等が行われようとしている、又は不正行為等を要求されているという通報（匿名による通報を含む）、又は相談の場合は、最高管理責任者はその内容を確認及び精査したうえで、通報対象となった研究者等に警告を行うものとする。

（調査委員会）

第5条 最高管理責任者は、前条第5項において調査の実施を決定したときは、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）にその旨を通知するとともに、速やかに不正行為等に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事実関係を調査させなければならない。

第5条の2 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する職員 若干名
- (3) 最高管理責任者が指名する外部の専門家 若干名

第5条の3 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。ただし、委員長に事故がある場合は、委員の互選により委員長代理を選任することができる。

第5条の4 委員は、次の職務を行う。

- (1) 委員長又は委員長代理は、委員会を総括し、事案の審議を取りまとめる。
- (2) 最高管理責任者が指名する職員は、事案について審議を行う。
- (3) 最高管理責任者が指名する外部の専門家は、その専門的見地から事案に対し助

言・指導を行うとともに、事案の審議を行う。

第5条の5 第2項の委員は、通報者及び対象研究者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

第5条の6 委員会は、第2項第3号に掲げる委員が半数以上の者で組織するものとする。

第5条の7 最高管理責任者は、調査委員会の委員の氏名、所属を通報者及び調査対象研究者等へ通知するものとする。

(守秘義務)

第6条 委員会の構成員、その他本規程に基づき不正行為等の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第7条 委員会は、不正行為等の有無、関与した者及びその程度・役割、不正行為等の内容等について調査するものとする。

第7条の2 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について、関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

第7条の3 委員会は、対象研究者等に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

第7条の4 委員会は、関連する責任者等及び対象研究者等に対し、調査協力や証拠資料等の保全に適切な措置を命じることができる。

第7条の5 委員会は、必要に応じて、対象研究者等に対し調査対象研究の公的研究費等の使用停止を命ずることができる。

第7条の6 通報者は、悪意(対象研究者等を陥れるため、又は対象研究者等が行う研究を妨害するため等、専ら対象研究者等に何らかの損害を与えることや協会全体に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由として、人事、給与、又は研究上いかなる不利益な取り扱いも受けない。

第7条の7 対象研究者等は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、人事、給与、研究上いかなる不利益な取り扱いも受けない。

第7条の8 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究員等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

第7条の9 委員会は、調査の経過及び内容については、最終結果報告書が確定する前に、通報者及び対象研究者等並びに外部に漏らしてはならないものとする。ただし、不正行為等の事実の一部が確認された場合は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査への協力)

第8条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚位の申告をしてはならない。退職後においても同様とする。

第8条の2 対象研究者等は、当該不正行為等のデータや資料等を保全し、委員会に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第9条 委員会は、裁定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

第9条の2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から30日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。この場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき、又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は30日を経過する前であっても次条に規定する裁定を行うことができる。

(裁定)

第10条 委員会は、調査により明らかとなった、物的証拠、証言に基づき総合的に判断し、不正行為等の有無について裁定を行い、調査結果(裁定を含む。以下同じ)を、調査の実施決定から120日以内に最高管理責任者に報告しなければならない。

第10条の2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を速やかに通知するものとする。

(異議申立て)

第11条 対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができる。

第11条の2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が委員会の構成等その公平性に関するものであるとき、又は異議申し立ての趣旨が専門性を必要とするときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更、又は追加することができる。

第11条の3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を開始し、再調査の指示から30日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

第11条の4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果について異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

第11条の5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。

第11条の6 異議申立てをした者は、第4項及び第5項の決定に対して、再度異議申立て

をすることはできない。

(調査の結果)

第 12 条 委員会の委員長は、第 10 条による調査結果の通知後、対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第 2 項による異議申立てに対し、同条第 4 項若しくは第 5 項の決定が行われたときは、最終結果報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

第 13 条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を速やかに通報者、対象研究者等、関連する責任者等に通知するとともに、関係機関に対しては、原則として通報の受付から 210 日以内に、不正行為等を行った研究者等の氏名・所属、不正行為等の内容、不正行為等の発生要因、不正行為等に関与した者、再発防止策等必要事項を加えて報告しなければならない。

第 13 条の 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正行為等の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、関係機関に報告しなければならない。

第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項のほか、関係機関の求めに応じ、調査終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

第 13 条の 4 最高管理責任者は、第 1 項から第 3 項による報告の結果、当該関係機関から不正行為等に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該研究費額を返還させるものとする。

第 13 条の 5 不正行為等の内容に応じて、最高管理責任者は大阪市又は関係行政機関に対して、報告、又は告発することも検討しなければならない。

第 13 条の 6 対象研究者等及び管理監督責任者の処分については、前項の手続きを経て当該対象研究者等に適用される関連法令、又は規程等に委ねるものとする。

また、不正行為等により作成された論文等については、取り下げを勧告するものとする。

第 13 条の 7 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正行為等が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益の発生を防止するための措置を講ずるものとする。また、この場合において、すでに外部に漏えいしていた場合は、不正行為等が認められなかったことを公表することができる。

第 13 条の 8 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、関係機関から求めがあった場合には、当該事案に係る資料の提出、閲覧、又は現地調査に応じるものとする。

(悪意に基づく通報)

第 14 条 調査の結果、通報者が悪意に基づく通報を行ったことが判明した場合は、本規程に定める対象研究者等の不正行為等の調査に係る意見聴取及び異議申立ての機会付与と

同じ手続きを経て、その裁定、通知及び措置を通報者に対して行うものとする。

第 14 条の 2 最高管理責任者は、前項の手続きを経て通報者が悪意に基づく通報を行ったと認めた場合は、通報者が所属する機関又は関連行政機関に対しての報告又は告発を行うことができるものとする。

(調査結果の報告)

第 15 条 最高管理責任者は、第 13 条及び第 14 条の規定によるほか、不正行為等又は悪意に基づく通報があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、その他の情報についても特に不開示とする必要があると求められる場合を除き、公表するものとする。

第 15 条の 2 最高管理責任者は、調査事案が協会外に漏えいしていた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができる。

(委員会の事務)

第 16 条 委員会に関する事務は、総務部総務課で行う。

(雑則)

第 17 条 この規程に定めるものの他、調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第 17 条の 2 不正行為等に係る調査を他の研究機関と合同又は連携して行う必要がある場合は、当該研究機関と協議のうえ、事案の内容等に応じて本規程とは別の定めをすることができる。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。